

第9回「(仮称) 市民公益活動推進のための基本指針」検討委員会議事録

I 日 時 平成18年11月7日(火) 午後5時から午後8時

II 場 所 駐輪場7階会議室

III 出席者

○検討委員 8名

荒木昭次郎委員・中島久美子委員・福島貴志委員・村山知之委員

丸山鶴雄委員・森山弘子委員・鳥飼吉継委員・益田香代子委員

○事務局 市民協働課長以下職員3名

IV 議題内容

○全体を通しての意見とりまとめ

V 議事録

前回検討委員会での論議を踏まえての修正案について、各章毎に確認及び再修正を行う。

第9回検討委員会での修正事項

「はじめに」

- 1番目のパラグラフの最後「そして、その活動の輪を広げていきましょう。」は「はじめに」の章の最後に移動させる。
- 2番目のパラグラフの最後「～この基本指針を策定します。」を「～この基本指針を策定しました。」とする。
- 3番目のパラグラフの「～みんなで担う・・・期待します。」の部分を削除。

(最終案)

「はじめに人が元気になれば、まちも元気になります。市民の皆さん一人ひとりが、困っている人や地域のために、できることから始めるのが市民公益活動です。

この市民公益活動を、広く市民の皆さんに理解していただき、活動が推進され、みんなでもっと住みよいまちを創っていくためのガイドラインとして、この基本指針を策定しました。

この基本指針は、市民公益活動や活動団体に関すること、また、団体間の協働のあり方・原則などといった、基本的な考え方を整理しまとめたものです。

これから活動を始めたい人、既に活動を行っている人など、市民の皆さん一人ひとりが、改めて、市民公益活動の意義を認識され、そして、その活動の輪を広げていきましょう。」

「目次」

○各章の表題の横に「副題」を書き入れる。

丸文字等の洒落た文字で書き入れ、全体のバランスを各委員に見ていただき、了解が得られたら書き入れることとする。

「Ⅰ 市民公益活動」

○Ⅰ－１（２） ２ 透明性を担保する言葉として「開かれた」を書き入れる。

②いつでも誰でも自由に参加できる開かれた活動であること。

○Ⅰ－２（１）

２行目 「～多様化していますが、」を「～多様化しています。」とする。

その後の文章を、「これに対し 」でつなぐ。

「Ⅲ 市民活動団体間の協働」

○Ⅲ－２（１） ３行目「活動が継続していくためには」を削除する。

市民活動団体も、自らの社会的目標を広く市民に発信し、目標を共有化していくことが必要です。

また、会則などにより適正な運営がなされているかなど、開かれた組織で透明性があることが重要です。

○Ⅲ－２（２）

・ １行目「～行政にしか・・・専念します。」を削除する。

・ １行目「～行政は」の次に、「まず 」を書き入れる。

・ ３行目（また、行政は、～）以降を

次に行政は、全市民に対する幅広い情報（広報誌や市ホームページなど）を発信します。

さらに、市民の主体的な活動の促進や活動団体間のネットワーク化がなされるよう、市民活動の情報センターとしての役割を果たしていきます。

加えて、誰もが気軽に活動に参加しやすい工夫が行政には必要です。

「Ⅵ 協働の領域」

○副題について

「異なる」を「様々な 」に換えて、「協働には様々な協力し合う関係があります。」とする。

「Ⅶ 活動推進への取り組み」

○Ⅶ－１（２）

６行目（例えば～）以降を次のように書きかえる。

例えば、大量退職を迎える団塊の世代が（も）、市民公益活動を推進していく新しい力

となります。

現役時代に培われた技術力や専門的知識を発揮し、地域の諸活動やボランティア・NPO活動に貢献していくこととなります